横井 昌明 議員

識 市 会

災害対策基本法の一部改正が与える市の防災まちづくりは？

問

東日本大震災の教訓を生かし、今後の防災対策を充実・強化するため、25年6月に災害対策基本法(以下「法」という)が一部改正された。この改正に伴う市の防災まちづくりについて尋ねる。

(1) 緊急避難場所の指定について、従来は切迫した災害の危機から逃れるための避難場所と避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区別されていなかったが、避難場所と一定期間滞在し生活をする学校、公民館等の避難所を区別するため、市町村長は洪水や津波など異常現象の種類ごとにきちんと分け、安全性の一定の基準を満たす施設、または場所を指定緊急避難場所としてあらかじめ防災計画に指定するとともに、その内容を住民に周知しなければならないと改正された。

本市のように海抜の低い地区は、津波・洪水・高潮に対する安全性の高い共通の場所を避難場所として設定すべきではないか。

(2) 法では指定緊急避難場所を地域住民に周知しなくてはならないが、どのような方法で行われるのか。

(3) 市民が最初に考える緊急避難場所は学校と考える。学校を指定緊急避難場所とした場合、学校も避難者を円滑に受け入れなくてはならないと思うが、校門の施錠の現状はどうなっているのか。また今後の対応は。

(4) 災害発生時にみずから避難することが困難な者であって、円滑に避難の確保を図るために支援を要する避難行動要支援者の避難行動に関し、避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者等への情報提供の規定が新たに設けられたが、現在、どこまで進んでいるか。

法改正に伴う市の防災まちづくりを進めていく

答 総務部長

(1) 現在、津波・高潮緊急時避難場所としては、地震による津波や台風による高潮の来襲を想定して、丈夫で高い建物を指定しており、洪水に対しても対応していると考えている。

(2) 現在配布している防災マップ、緊急時避難マップは23年度に作成して、全戸配布をしているが、新しい避難場所等が掲載されていないので、全体の見直しを含めた防災マップの作成と各地区の自主防災会の活動資料などに活用してもらうことや全戸配布による市民への周知など来年度に向け検討していく。

答 教育部長

(3) 弥富中学校、弥富北中学校、日の出小学校については学校全体が昼夜を問わず施錠した状態である。

現在想定される南海トラフ巨大地震に備え、夜間や祝・祭日については避難者が校庭に入れるよう各小・中学校の門扉は施錠しないよう通達し、現在は入れる状態になっている。

しかし、施設内・校舎内には入れないので、今後については、各学校に地震時に自動的に鍵の入ったボックスの扉が開く装置を今年度中に設置し、災害時に避難者が施設内に入れるようにしていきたいと考えている。

答 総務部長

(4) 本市では、17年度から災害時要援護者名簿を作成しており、この名簿の登録に際して、地域の支援者に情報を提供することに同意していただくように説明し、協力をお願いしている。

23年度には、弥富市災害時要援護者支援マニュアルを作成して対応している。

避難行動要支援者名簿の整備については、今年度当初の民生委員会にて説明をし、民生委員に協力をお願いしている。

▶日の出小学校の門扉